

6月1日から、運転免許証を自主返納された高齢者の皆さんを支援します

問い合わせ 防災安全課防犯安全係(☎内線549)

近年、高齢ドライバーが加害者となる交通事故が増加しています。

「運転に自信がなくなった」、「運転をしなくなった」などと感じている人や周囲から「運転が心配」と言われる人は、これを機会に、運転免許証の自主返納をして自家用車に頼らない生活を考えてみませんか？

市では、令和2年4月1日以降に運転免許証を自主返納した人を対象に、本年の6月1日から「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を開始します。



「高齢者運転免許証自主返納支援事業」とは？

運転免許証を自主返納した70歳以上の人を対象に、交通系ICカード5,000円分(デポジット代(預かり金)500円を含むので、利用額は4,500円となります)を交付して、公共交通機関の利用を促進し、高齢者が加害者となる交通事故の抑止を図るものです。

支援の対象者は、下記の①～④の基準をすべて満たすことが必要となります。なお、運転免許証が失効した人や暴力団関係者は対象外となります。

- ①自主返納日において、70歳以上の人
- ②令和2年4月1日以降に、運転免許証を自主返納した人
- ③免許証の有効期間内に、全ての運転免許証を自主返納した人
- ④自主返納日および支援の申請日に、太宰府市民(太宰府市の住民基本台帳に記載されていること)であること

手続き

①運転免許証の自主返納

警察署または自動車運転免許試験場で、運転免許証の自主返納をしてください。**「申請による運転免許証の取消通知書」**が発行されます。この通知書が自主返納の証明となりますので、大切に保管しましょう。

②交付申請手続き

①の**「申請による運転免許証の取消通知書」**を持参のうえ、市役所3階の防災安全課にて、支援の申請手続きをしてください。

申請には、窓口で所定の申請書に記入、および印鑑、本人確認書類(マイナンバーカード、健康保険証、介護保険証、運転経歴証明書などのいずれか1つ)が必要となります。また、代理人が申請される場合は委任状が必要で、専用の委任状に記入のほか、代理人の印鑑と本人確認書類が必要となります。

③交通系ICカードの交付

精査後、交通系ICカードを交付します。

なお、支援(交通系ICカードの交付)については1回限りとなりますので、ご注意ください。

申請による運転免許の取消通知書	
あなたの申請に基づき、道路交通法第104条の4第2項の規定により、 年 月 日付けであなたの免許を取り消したので通知します。 年 月 日	
公安委員会	
見本	
住所	
氏名	
免許証の番号	第 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
備考	